

**諮詢第185号の答申
国勢調査の変更について（案）**

本委員会は、諮詢第185号による国勢調査の変更（令和7年に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

(4回目の部会結果を踏まえて追加)

(2) 理由等

ア 報告を求める事項（調査事項）の変更

(ア) 大規模調査年^(注1)のみの調査事項とされていた「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」について、簡易調査年^(注2)においても把握

a 本申請では、大規模調査年のみの調査事項とされていた「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」について、簡易調査年においても把握することとし、5年おきに行われる本調査の実施の都度、継続的に把握する計画である。

(注1) 西暦の末尾が0の年に行う調査

(注2) 西暦の末尾が5の年に行う調査であり、大規模調査年よりも、調査事項が少なく設定されている。

b 今回行われる令和7年（2025年）調査は、簡易調査年に当たることから、調査事項を設けた当初の整理^(注3)によれば、いずれについても調査事項とされないものであるが、総務省は、この変更に係る背景及び理由について、以下の説明をしている。

(注3)「現在の住居における居住期間」については、地域の定住率等に関する実態を把握することを目的に平成12年（2000年）調査から、「5年前の住居の所在地」については、人口移動に関する情報を把握することを目的に平成2年（1990年）調査から、それぞれ追加されたが、いずれの調査事項についても、大規模調査年のみの調査事項とされていた。

① 令和2年（2020年）調査（以下「前回調査」という。）に係る本委員会の答申（令和元年9月30日付け統計委第13号。以下「前回答申」という。）において、「5年前の住居の所在地」について、人口移動の状況を継続的に把握することの重要性を踏まえて、「住民基本台帳人口移動報告」^(注4)による代替可能性等についても検討を行うなどした上で、簡易調査年を含め、継続的に把握することについて検討を求められた。

これを受け、「住民基本台帳人口移動報告」の代替可能性について検討したが、当該報告は、市町村に届出がなされた住民基本台帳の情報に基づくものであり、必ずしも実際の常住地で登録されているとは限らないこと、また、移動前の住所地が「5年前の住居の所在地」とは限らないことから、本調査事項への代替はできないと判断し

た。

(注4) 住民基本台帳人口移動報告とは、人口の移動状況を明らかにすることを目的に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第21条の4の規定に基づき、市区町村に届出のあった性別、年齢、異動事由及び異動年月の事項について、同法第37条の規定に基づき、データの提供を受けて作成したもの。

- ② 令和4年に総務省が行った各府省及び地方公共団体に対する本調査の実施に係る要望把握において、「5年前の住居の所在地」だけでなく、「現在の住居における居住期間」についても、人口流出や移住対策に有用な情報であることなどから、継続的に把握してほしい旨の要望が示されている。
- ③ これら調査事項については、平成23年に発生した東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、簡易調査年であった平成27年（2015年）調査においても臨時の調査事項とされ、実態としては、平成22年（2010年）調査時から継続して把握している状況にあるが、これまで調査実施上での支障は特に生じていない。また、本申請に先立って実施した令和7年（2025年）調査の第1次試験調査及び第2次試験調査において、両調査事項について記入状況を確認したが、いずれの調査事項についても、記入不備の状況は、他の調査事項と同様、問題のない水準にとどまっており、継続的な調査事項としても、十分な記入が確保されると見込まれると考えられる。
- c この変更については、本調査事項の利活用及び前回答申における指摘を踏まえての対応とするものであり、他の統計で代替できない情報であるとともに、支障なく回答が得られることについても確認されていることから、適当である。

(イ) 調査票を紙媒体で提出する場合に、調査員記入項目としていた「世帯の種類」及び「住宅の建て方」を、報告者の回答事項に変更

- a 「世帯の種類」及び「住宅の建て方」については、調査票を紙媒体で提出する場合（調査員に対して提出する場合、又は、郵送により提出する場合）、調査員が記入する項目（以下「他計項目」という。）として扱われていたが^(注5)、本申請では、図表1のとおり、オンライン回答する場合と同様^(注6)、報告者自らが記入する項目（以下「自計項目」という。）に変更する計画である。

図表1 調査票の変更イメージ

現行	(報告者記入欄)	(調査員記入欄)
	<p>世帯について (調査票が2枚以上にわたる場合は1枚のみに記入してください)</p> <p>1 世帯員の数 ・ふだん住んでいる人 全員の人数を書いてください ○ ○ ○ 人 ○ ○ ○ 人 ○ ○ ○ 人</p> <p>2 住居の種類 都道府県・都道府県内市町村・公社等の賃貸住宅 持ち家・市区町村内市町村の賃貸住宅 民営の賃貸住宅 給与住宅 会社等の社員寮・宿舍 住宅に賃借り 会社等の社員寮・宿舍 その他</p>	<p>世帯の種類 一般世帯 (一人世帯・会社等の賃借寮の入居者を含む) ○</p> <p>学校の寮・寄宿舎の学生・生徒 ○</p> <p>病院・療養所の入院者 ○</p> <p>老人ホーム等の社会施設の入所者 ○</p> <p>その他 ○ ○ ○</p> <p>+</p> <p>3 住居の種類 都道府県・都道府県内市町村・公社等の賃貸住宅 持ち家・市区町村内市町村の賃貸住宅 民営の賃貸住宅 給与住宅 会社等の社員寮・宿舍 住宅に賃借り 会社等の社員寮・宿舍 その他</p> <p>4 住居の建て方 一戸建 長屋建 共同住宅 その他 ○ ○ ○ ○</p> <p>建物全体の階数 ○ ○ ○ ○</p> <p>この世帯の住宅がある階 ○ ○ ○ ○</p>
(報告者記入欄)	<p>世帯について (調査票が2枚以上にわたる場合は1枚のみに記入してください)</p> <p>1 世帯員の数 ・一般世帯 (一人世帯・会社等の賃借寮の入居者を含む) ○</p> <p>2 世帯員の数 ・ふだん住んでいる人 全員の人数を書いてください ○ ○ ○ 人 ○ ○ ○ 人 ○ ○ ○ 人</p> <p>3 住居の種類 都道府県・都道府県内市町村・公社等の賃貸住宅 持ち家・市区町村内市町村の賃貸住宅 民営の賃貸住宅 給与住宅 会社等の社員寮・宿舍 住宅に賃借り 会社等の社員寮・宿舍 その他</p> <p>4 住居の建て方 一戸建 長屋建 共同住宅 その他 ○ ○ ○ ○</p> <p>建物全体の階数 ○ ○ ○ ○</p> <p>住んでいる階数 ○ ○ ○ ○</p>	

(注5)「世帯の種類」については、従前から、他計項目として位置付けられていた。

一方、「住宅の建て方」については、平成22年(2010年)調査までは、自計項目として設けられていたが、平成27年(2015年)調査において、「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を調査事項に追加したこと(前記(ア)b③)に伴い、報告者負担の軽減の観点から、他計項目に変更され、それ以降は他計項目として位置づけられている。

(注6)オンラインにより回答する場合には、本調査にオンラインによる回答が導入された平成22年(2010年)調査から、自計項目とされている。

b 総務省は、この変更に係る背景及び理由について、以下の説明をしている。

- ① 地方公共団体が調査員の確保に苦慮する中、調査員の事務負担軽減の観点から、他計項目が含まれる調査票の在り方について見直しを求める意見・要望が、強く示されている。
- ② 前回調査においては、調査員が、世帯ごとに「世帯の種類」及び「住宅の建て方」を調査票に記入した上で、関係書類とともに、報告者に配布していたが、その際に、調査票の配布の誤りが多発した。
- ③ 令和7年(2025年)調査の第1次試験調査及び第2次試験調査において、両調査事項について、自計項目としての記入状況を確認したが、記入不備の状況は、他の調査事項同様、問題のない水準にとどまっているとともに、第1次試験調査の際に併せて行った記入のしやすさに係るアンケートの結果も併せ考えると、自計項目としても、調査実施上支障はなく、十分な記入が確保されると見込まれると考えられる。

- c この変更については、前回調査の経験を踏まえ、調査員の事務負担軽減を図りつつ、調査実施の円滑化を目的とするものであり、事前検証も行い、調査実施上支障がないことを確認されていることから、適当である。

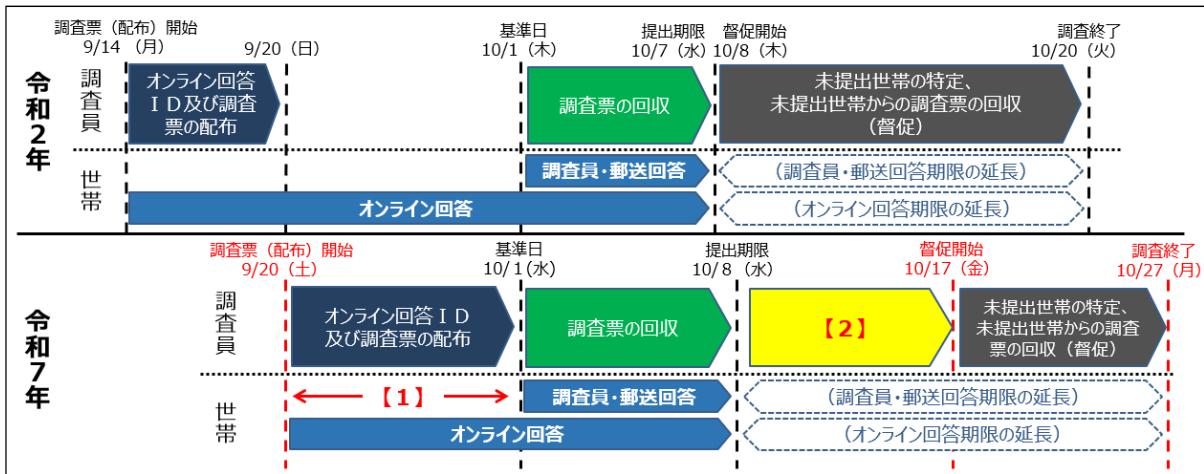
イ 調査方法の変更

(4回目の部会結果を踏まえて追加)

ウ 調査実施期間・実施方法の変更

- a 本申請では、図表2のとおり、調査の実施期間全体の長さを変更することなく、調査票の配布開始を1週間程度繰り下げる上で、
- ① 調査票の配布期間を拡大
(図表2の【1】の部分。土日がそれぞれ2日（計4日）含まれるようにする。)
 - ② 提出期限から督促開始まで、1週間以上の猶予期間を設定（図表2の【2】の部分）などの変更を行う計画である。

図表2 調査実施期間の変更イメージ



- b 総務省は、この変更を行う背景について、以下の説明をしている。

- ① 前回調査では、調査基準日（10月1日）の2週間前から配布を開始した結果、報告者が調査票を紛失する事例が多発したほか、報告者等から照会や苦情が多く寄せられるなどの支障が生じた。また、調査票の配布期間に、土曜日及び日曜日がそれぞれ1日（計2日）しか含まれず、調査員が報告者に対面できる期間としては不十分と考えられる状況があった。
- ② 提出期限（前回調査では10月7日）の経過後、直ちに督促を実施したため、提出期限間に調査票を郵送した世帯に対しても督促を行う等の行き違いが多発し、調査実施上の支障が生じた。

- c これを受け、総務省は、令和7年（2025年）調査の第1次試験調査及び第2次試験調査において、以下のとおり、調査時期及び実施方法の変更に係る検証を行った結果から、前回調査において生じた課題の改善が見込めるとしている。

- ① 調査票の配布時期を調査基準日（10月1日）に近づけることにより、提出後の修正の減少や世帯における調査票紛失の減少に繋がった。また、調査票の配布期間に土曜日及び日曜日をそれぞれ2日（計4日）含めることにより、世帯に対面で説明できる機会が増え、調査票を確実に配布できるようになるなど、円滑に調査が実施できた
- ② 調査票の提出期限と督促開始日との間に一定の期間を設けることで、郵送による提

出も含め、調査票の提出状況を、より正確に把握した上で督促することができ、世帯との行き違いが減少するとともに、督促件数も減少し、調査員の負担軽減に効果があった。

d この変更については、前回調査の経験及びその後の試験調査の結果を踏まえたものであり、調査票の確実な配布及び円滑な回収に資するとともに、調査員など調査関係職員の事務負担の軽減にも資すると考えられることから、適当である。

エ 公表時期の変更

a 前回調査においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や令和2年7月豪雨の影響を踏まえて、一部の地域について、調査実施期間を、当初の計画から1か月ないし4か月延長しており、これに伴い、全ての集計に係る公表時期について、当初の計画から数か月程度繰り下げていた。

本申請では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行した等の状況を踏まえ、図表3のとおり、前回調査において行っていた公表時期の繰下げを、基本的に解消する計画である。ただし、人口速報集計（要計表による人口集計）については、前回調査における翌年6月から1か月前倒しの翌年5月とする計画としている。

図表3 公表時期の比較

集計区分		前回調査		変更案
		当初計画	繰下げ後	
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	翌年2月	翌年6月	<u>翌年5月</u>
基本集計	人口等基本集計	翌年9月	翌年11月	<u>翌年9月</u>
	就業状態等基本集計	翌々年3月	翌々年5月	<u>翌々年3月</u>
抽出詳細集計		翌々年11月	翌々年12月	<u>翌々年11月</u>
従業地・通学地集計		翌々年5月	翌々年7月	<u>翌々年5月</u>
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	翌年12月	翌々年2月	<u>翌年12月</u>
	移動人口の就業状態等集計	翌々年6月	翌々年8月	<u>翌々年6月</u>
小地域集計		該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を行った上で、速やかに公表（調査計画の記載に変更なし）		

※公表時期は、調査実施年を基準に記載している

b この変更については、新型コロナウイルス感染症の収束等を踏まえ、一時的な対応としていた公表時期の繰下げを解消しようとするものであり、適当である。

c また、人口速報集計（要計表による人口集計）については、平成27年（2015年）調査まで、調査票を配布する際に調査員が世帯員数等を聴取し、その情報により作成する「要計表」に基づいていたものである。前回調査においても、当初は同様の方法による「要計表」の作成が計画されていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景とした調査環境の変化や調査員の事務負担軽減の観点から、実際には、提出された調査

票の回答に基づき「要計表」を作成する方法へと作成手順が変更された。令和7年（2025年）調査においても、調査員の事務負担軽減等の観点から、この対応の継続が予定されており、工程を再検証した結果、繰下げ後の時期から1か月の早期化を図るとしているものであり、「要計表」の作成手順に実質的な変更が生じない中、可能な範囲で早期化を図ろうとするものであり、適当である。

2 前回答申（令和元年9月30日付け統計委第13号）における「今後の課題」への対応状況

本委員会は、令和元年に諮問された前回調査の変更に対する答申（諮問第131号の答申）において、以下の指摘を行った。

- ① オンライン調査の更なる利用促進方策の検討
- ② 集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等の見直し・改善
- ③ 不在世帯等への対応やオンライン調査の利用促進を含めた広報の充実等
- ④ 簡易調査における「5年前の住居の所在地」の把握可能性の検討

（1）オンライン調査の更なる利用促進方策の検討

ア この課題は、平成27年（2015年）調査において別々に配布していたオンライン回答用IDと紙の調査票を、前回調査において同時に配布する方法に変更することが計画されていたことを受け、当該変更によるオンライン回答率への影響及び地方公共団体の事務負担軽減の効果について十分な検証を行うとともに、更なる有効かつ効果的な方策について検討を求めるために付した課題である。

イ これを受け、総務省は、前回調査においてオンライン回答率が伸びず（平成27年（2015年）調査では36.9%→前回調査では37.9%）、郵送提出が増加したことについて、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、調査員と接しない方法が求められた一方で、オンライン回答を推奨及び促進する機会自体が得られなかつことから、結果として、オンライン回答の利便性への認識を広められなかつ」旨の分析をした上で、令和7年（2025年）調査の第1次試験調査及び第2次試験調査において、オンライン調査の利用促進に係る検証を経て、令和7年（2025年）調査において、以下の対応を行うことを予定している。

i) オンライン調査システムの機能改善

システムへのログインを容易に行うことができるようQRコードダイレクトログイン機能（QRコードを読み取ることで、ログインID・アクセスキーが自動入力される機能）の追加、世帯がパスワードを失念した場合に世帯側で再発行できる機能の実装など

ii) 外国人、視覚障がい者向け機能の実装

外国人対応として、前回調査に引き続き、電子調査票について英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語への対応を実施。視覚障がい者対応として、音声読み上げソフトへの対応を引き続き実施

iii) オンライン回答推進のための環境整備

高齢者世帯が多い地域を中心とした地域に密接した施設（郵便局等）へのオンライン

回答支援ブースの設置等の環境整備を推進（前回調査までは、地方公共団体ごとの独自の判断で実施していたもの）

iv) 「インターネット回答依頼書」の工夫

令和7年（2025年）調査の第2次試験調査において、横浜市がインターネット回答を推進する内容の書類を作成して配布したところ、同市のインターネット回答率が平均（約30%）よりもかなり高い結果（約45%）となった。これを踏まえ、横浜市との意見交換を実施し、第3次試験調査における調査書類作成の際、『インターネット回答依頼書』にこの内容を盛り込むとともに、実施市区名を可変印字できる仕組みを導入した。令和7年（2025年）調査においても、同様の対応を実施予定

ウ これらの対応については、前回調査の経験及びその後の試験調査の結果を踏まえてなされるものであり、より円滑かつ確実な調査票の回収に資すると考えられることから、適当である。

（2）集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等の見直し・改善

ア この課題は、前回調査において、総務省が、各市町村において行う管理会社等への調査員業務の委託が円滑に行われるよう支援を行うとしていたことを受けて、集合住宅の管理人や施設管理者等、身近な者が調査員になることによる個人情報保護等の面からの報告者の忌避感にも留意するとともに、調査結果の正確性・信頼性の確保及び円滑な調査実施等への影響が生じないよう、引き続き必要かつ万全な対応方策について検討を求めるために付した課題である。

イ これについて、総務省は、以下の説明をしている。

① 令和7年（2025年）調査の第2次試験調査に併せて調査対象世帯に対して行った集合住宅管理会社への調査員業務の委託に関するアンケート調査によると、入居する集合住宅の管理人等が調査員となることによる報告者の忌避感等が小さかったことから、業務を委託すること自体に、大きな支障はないと判断できる。

② 集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託について、総務省が管理会社等と直接契約することで地方公共団体の事務負担の軽減を模索したが、令和7年（2025年）調査の第2次試験調査の結果から、以下の状況が確認できたことから、業務委託の契約主体は、前回調査と同様に、地方公共団体とした上で、総務省は、地方公共団体の業務負担の軽減の取組を更に検討する。

- ・ 市町村において、通常の調査員に対する業務と委託を行う管理会社等への業務を並行して進める必要があるところ、柔軟な調整ができないなど、スケジュール管理がより煩雑になる。
- ・ 請負企業からの現場でしか分からない問合せについて、国から都道府県を経由して市町村に連絡することになり、本来の請負企業と市町村が直接やり取りをする場合よりも対応に時間を要したことなど、現場での柔軟・迅速な対応に支障がある。

ウ 地域ごとの事情に沿った円滑かつ柔軟な対応を可能とするためには、総務省が管理会社

等と一括して契約するのではなく、地方公共団体ごとに対応する方が合理的との判断も理解できる。ただ、そもそも、地方公共団体や調査員事務の負担軽減を図るための方策であることを踏まえれば、総務省においては、管理会社等との契約に当たって地方公共団体の負担が軽減されるよう、地方公共団体とコミュニケーションを図りながら更なる対応を行うことを前提に、おおむね適当である。

(3) 不在世帯等への対応やオンライン調査の利用促進を含めた広報の充実等

ア この課題は、本調査が、全国民を対象として実施される最も基本的な調査であり、オンライン調査の促進や公的統計に対する国民の理解増進を図る上でも重要な役割を担うものと考えられることから、前回調査における広報の取組の効果等について十分な検証を行った上で、更なる有効かつ効果的な広報について引き続き検討を求めるために付した課題である。

イ これについて、総務省は、オートロックマンションや昼間不在世帯の増加等による調査環境の悪化や前回調査のインターネット回答の割合が4割弱に留まっていることから、以下の対応を行うことを予定しており、現状において可能な対応を予定しているものとして、適当である。

- ① 調査の重要性等の理解促進・回答促進、インターネット回答の促進を重点テーマとして、広く認知を得ることができる大規模な広報（テレビCMなど）を引き続き活用するとともに、世帯の属性に応じた柔軟なデジタル広報（若年層に効果的な動画配信サービスを活用するなど）を実施することを予定
- ② 民間事業者が提案する企画を評価する企画競争方式での調達を実施するほか、令和6年の事前周知時と令和7年の調査実施時の2年にわたる契約として、一貫性のある広報を実施予定

(4) 簡易調査における「5年前の住居の所在地」の把握可能性の検討

これについては、前記1（2）ア（ア）に記載のとおりである。

3 今後の課題

(1) 更なるオンライン回答の促進

本調査のオンライン回答については、平成22年（2010年）調査における一部モデル地域での導入、平成27年（2015年）調査における全国への拡大以降、前回調査に至るまで、回答促進のための取組が様々に行われてきたところであり、令和7年（2025年）調査においても、更なる改善が予定されているところであるが、オンライン回答率（全ての回答に占めるオンライン回答の割合）は、前回調査の段階で、約38%にとどまっている。

地方公共団体及び調査員の事務負担軽減を引き続き図るとともに、正確な回答の迅速な処理という観点からも、オンライン回答の更なる促進は必要であり、公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定）においても、世帯系調査のオンライン回答率について5割以上を目指すとされていることからも、令和7年（2025年）調査におけるオンライン回答率を5割以上に引き上げることを目標としている。

イン回答の伸長に期待するとともに、その結果を踏まえ、オンライン回答の更なる促進に取り組む必要がある。

(P : 審議の状況により追加あり)